

令和 7 年度

軽四輪衛生車 仕様書

八尾市環境部環境施設課

第一章・総則

1. 趣旨

この仕様書は、八尾市環境部環境施設課（以下、「当課」という。）が、令和7年度に購入する軽四輪衛生車について必要な事項を定めるものである。

2. 基準

本仕様書及び次の法令等、関連法規に適合したものであるもの。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

3. 疑義

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた時は、当課の指示を受け、誤りのないようにすること。
なお、不明な点は当課へ確認し、十分熟知の上契約するものとし、契約後に生じた疑義は当課の解釈に従うものとする。

4. 費用

入札価格には、重量税、リサイクル、自賠責、印紙代、消費税は含まないこと。（その他に発生する費用はすべて入札価格に含む。）

5. 検査

- (1) 検査は受注者立会いのもと、当課担当者が行う。
- (2) 受注者は、中間検査前に当課担当者と仕様確認することとし、塗装工程前に中間検査を行う。
尚、検査時期として簡易洗浄装置（水ポリタンク）等の最終的な取り付け位置確認及び変更が製作工程上可能な時期に実施すること。
- (3) 中間検査は、当課担当者と受注者が協議のうえ決定した場所で行う。
- (4) 中間検査時の異議については、修正後写真を添え、当課担当者に確認する。
- (5) 完成検査は、全塗装及び全装備が完了した時点とし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当課の指示する日までに改修又は取り換えを行い、再度検査するものとする。

6. 納入

- (1) 納入場所 八尾市環境衛生庁舎内（八尾市福栄町4丁目42-1）
- (2) 納入期限 令和10年3月31日（金）※上記完成検査を終えた完成車両の納入期限
- (3) 納入台数 1台

7. 点検・修理

点検及び修理は迅速・丁寧に実施すること。

8. 製作上の注意

- (1) 使用上の安全性、操作性を十分考慮すること。
- (2) 車体は十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
- (3) 車体は、堅牢で長期の使用、常時登録された車両総重量の状態において十分耐えうるものであること。
- (4) 清掃、点検整備、修理等が安易に行えること。

- (5) 各S/W類のレイアウト及び装備品等の積載については、当課の意見を取り入れ機能的かつバランスよく配置し製作すること。

9. 補則

完成車両は納車時に最低限の燃料を補給しておくこと。

第二章・シャシー

1. 衝突被害軽減ブレーキ（移動／静止歩行者ともに検知）を装備すること。
2. 車種・形式
衛生車に改造可能な軽四輪車両（軽トラック4WD,AT車）とする。
3. エンジン等
総排気量658cc（34kW（46PS））のガソリンエンジンとする。
4. 寸法（架装部含む）
 - （ア）全長 約3,395mm以下
 - （イ）全幅 約1,475mm以下
 - （ウ）全高 約1,995mm以下
5. キャビンは、2人乗り標準キャブとすること。
6. パワーウィンド及びパワーステアリングを装備すること。
7. 変速機はフロアタイプのオートマチックミッションとすること。
8. 純正エアコンを取付けること。
9. 純正ラジオ（AM・FM）を取付けること。
10. 燃料タンクは34ℓ以上とすること。
11. キャビン床には、ゴム製の純正フロアマットを取付けること。
12. 助手席にサンバイザーを取付けること。
13. 啓発用拡声器システムを取付けること。
 - （ア）ノボル製10W車載用MP3プレーヤー付PAアンプ〔SDカード付〕
【参考機種】YD-311B（同等品可）
 - （イ）ノボル製車載用スピーカー 【参考機種】SC-113C（同等品可）
14. 作業表示灯設置のためのルーフキャリアを取付けること。
15. ドライブレコーダを所定の位置に取付けること。なお、フロントのみ録画とする。
【参考機種】デンソーDC-DR653（同等品可）

※参考機種以外で入札に参加する場合は、必ず同等品申請の手続きを行うこと。

【文字記載】

カッティングシートにより記載するものとする。

- (1) カッティングシート ダイナカル DCシリーズ DC1001 (ホワイト)
- (2) 書体 写研ゴナDB

NO. 00 ※ナンバーについては改めて通知します。

上記カッティングシート及び書体により記載されたシートをキャビン指定位置の左右に貼り付ける。

- (1) サイズ 1文字サイズ 高さ70mm×幅45mm
- (2) 貼付位置 (下記車両参考) 赤線枠内

八尾市

上記カッティングシート及び書体により記載されたシートをキャビン指定位置の左右に貼り付ける。

- (1) サイズ 1文字サイズ 高さ75mm×幅75mm
- (2) 貼付位置 (下記車両参考) 青線枠内

八尾市市章

上記カッティングシートにより記載されたシートを左右ドアの所定の位置に貼り付ける。

- (1) サイズ 高さ80mm×幅80mm
- (2) 貼付位置 (下記車両参考) 黒線枠内



第三章・架装部

- | | |
|-------------|--|
| 1. ポンプ形式 | K3 (軽バキューム車用ポンプ) |
| 2. タンク容量 | 300L |
| 3. タンク形状 | 楕円 |
| 4. タンク室数 | 1室 |
| 5. タンク材質 | SS400 |
| 6. タンク内面処理 | カチオン電着塗装 |
| 7. 物量計 | 18ℓ刻み |
| 8. 吸入コック | 右75mm×65mm×50mm |
| 9. 排出コック | 左75mm×65mm×65mm |
| 10. 吸排装置 | キャビン〜タンク間にセルモーター付エンジンを取付け、Vプーリーを介し真空ポンプを駆動する。 |
| 11. 脱臭機 | 活性炭式脱臭機を取付けること。 |
| 12. 主マンホール | ①軽バキューム用主マンホールを取付けること。
②主マンホールハカマの高さを50mmUPする。
③気圧安全弁はメッキ加工して、バルブ部はステンレス製とすること。
④フロートガイドはステンレス製とすること。 |
| 13. サイド吸管受け | ①左側にS型吸管受け、右側にW型吸管受けを取付けること。 |

②前後一体型吸管受けを取付けること。

14. 排出ホースは65mm×約1.5mを右側に収納すること。
15. 柄シャク 収納用ブラケットをタンク左側に取り付けること。
16. 四方コックサイドに注入用ドレンコックを増設すること。
17. 切替コックレバーは車両左側側部に取り付けること。
18. 排出用ストレーナ受け 右側前方に取り付けること。
19. 吸入用ストレーナ受け 右側に取り付けること。
20. リヤフェンダー 泥除けゴムはシャシメーカー品を取付けること。
21. スペアタイヤキャリア受け 後方下部巻上式（シャシメーカー品）とする。
22. 電光掲式作業表示灯（作業中）の文字盤（前方及び後方用）を車両キャビンの前後に取り付ける。
又、スイッチを設けて点灯させること。

第四章・その他

1. 排出用ホース（黒色）65mm×1.5m 1本 口金65（片メスリング付）
2. 簡易洗浄装置 水ポリタンク 20L程度
ノズル付（サンエイレバーノズル N51）ホース 10m
3. 工具箱 ステンレス製（フタ付）を2箇所取付けること。
縦220mm×横400mm×高さ130mm
縦220mm×横300mm×高さ130mm
4. 手袋入れ道具箱 パンチングメタルステンレス製（フタ付2箇所、フタ無1箇所）取付けること。
縦200mm×横300mm×高さ100mm
5. バックモニターカメラをキャビン内（ルームミラータイプ 6.1インチ画面）に取り付けること。
6. 歯止め（廃プラ製）タンク下にブラケットにて取付ける。又、ホースレンチ等の小物類は車積載とする。
7. 取外し後の荷台純正三面ゲートは、当課指定色を塗装後に納品すること。

第五章・塗装（指定色：ロックペイント 030 - 9000 P18-552 グリーン艶有）

1. 下地 カチオン塗装
2. 下地 サフェーサ 1回
3. 中塗 指定色 2回
4. 上塗 指定色 2回
5. フロントバンパー 指定色

参考写真（当市所有の軽四輪衛生車）

助手席側 側面



運転席側 側面



前方面



後方面



モリタエコノス製デオドラライザー脱臭機



軽バキューム用主マンホール



電光掲示式作業表示灯（前方用）



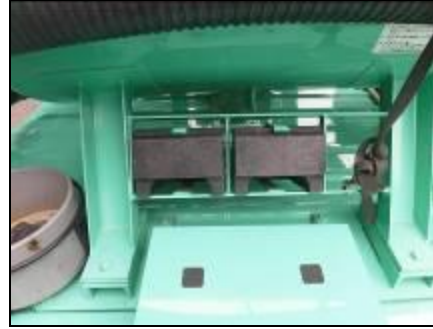
電光掲示式作業表示灯（後方用）



工具箱（SUS 製）フタ付



歯止め（廃プラ製）タンク下ブラケット取付



室内バックモニター



簡易洗浄装置 水ポリタンク 20L 程度



手袋入れ道具箱（パンチングメタル SUS 製）フタ付&フタ無



暴力団等不当介入に関する特記仕様書

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、次のとおり措置するものとする。

- (1) 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- (2) 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。